

○総務省告示第百二十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、同法第四条の二第三項において読み替えて適用される同法第八十二条第二項及び同法第四条の二第五項において準用する同法第三十八条の二十第一項の規定により検査をする職員の身分を示す証明書を次のとおり定める。

令和三年三月三十日

総務大臣 武田 良太

第 号

技適未取得機器検査職員証明書

この証明書を携帯する職員は、電波法第4条の2第3項において読み替えて適用される同法第82条第2項及び同法第4条の2第5項において準用する同法第38条の20第1項の規定により検査をする権限を有する者であることを証する。

所 属

氏 名

交 付

有効期限

年 月 日

年 月 日

総務省 印

備考 大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。